

特別養護老人ホームラースール草加 ご利用料金

介護保険負担割合証 1割負担

2022年6月20日現在

入所サービスのご利用料金 1単位:10.27円(6級地)

A サービス 利用料	内容	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	1日あたり単位	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
	自己負担	1日あたり	670 円/日	740 円/日	815 円/日	886 円/日	954 円/日
		30日あたり	20,088 円	22,183 円	24,432 円	26,558 円	28,622 円



加算項目		1日あたりの単位	1日あたりの料金	30日あたりの料金	必要な方々(注)
B 加算	① 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位	48 円	1,417 円	
	② 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18 単位	19 円	555 円	
	③ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位	13 円	370 円	
	④ 精神科医療養指導加算	5 単位	6 円	154 円	
	⑤ 看護体制加算(Ⅰ)口	4 単位	5 円	123 円	
	⑥ 安全対策体制加算(入所時1回のみ算定)	20 単位	21 円	21 円	
	⑦ 若年性認知症入所者受入加算	120 単位	124 円	3,697 円	△
	⑧ 外泊・入院加算(6日間/1ヶ月)	246 単位	253 円	1,516 円	△
	⑨ 初期加算(入所後30日間)	30 単位	31 円	924 円	△
	⑩ 療養食加算	18 単位	19 円	555 円	△
	⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の83/1000			☆
	⑫ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の27/1000			☆

※加算Bは、加算がつく場合と、つかない場合があります。また、加算内容は現時点での予定となります。

※加算B △については、入所者の方の状態や外泊・入院によって算定する場合があります。

※加算B☆⑩はサービス利用単位数及び適用加算単位数の83/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※加算B☆⑪はサービス利用単位数及び適用加算単位数の27/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※食費・居住費は30日分にて計算されています。

C 食費 居住費	負担段階	食費		居住費		合計
		1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
	第1段階	300 円/日	9,000 円	820 円/日	24,600 円	33,600 円
	第2段階	390 円/日	11,700 円	820 円/日	24,600 円	36,300 円
	第3段階①	650 円/日	19,500 円	1,310 円/日	39,300 円	58,800 円
	第3段階②	1,360 円/日	40,800 円	1,310 円/日	39,300 円	80,100 円
	第4段階	1,800 円/日	54,000 円	2,500 円/日	75,000 円	129,000 円

※食費・居住費は、世帯所得によって各段階別の料金になります。

※第4段階の食費・居住費は現段階での金額になる為変更になる場合がございます。予めご了承ください。

第1段階	・市町村民非課税世帯で老齢福祉年金受給者(明治40年以前に生まれた方)、生活保護受給者
第2段階	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が650万円(夫婦で1650万円)以下
第3段階①	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円超120万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が550万円(夫婦で1550万円)以下
第3段階②	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が120万円超 ・預貯金、有価証券等の金額合計が500万円(夫婦で1500万円)以下
第4段階	・市民税課税世帯 ・預貯金、有価証券等の金額合計が1,000万円(夫婦で2,000万円)以上 ・一定の要件を満たした場合、食費・居住費の特例減額措置として負担限度額認定が受けられます。

合計	A+B+C	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		第1段階	58,992 円	61,328 円	63,831 円	66,200 円
	第2段階	61,692 円	64,028 円	66,531 円	68,900 円	71,169 円
	★第3段階①	84,192 円	86,528 円	89,031 円	91,400 円	93,669 円
	★第3段階②	105,492 円	107,828 円	110,331 円	112,700 円	114,969 円
	第4段階	154,392 円	156,728 円	159,231 円	161,600 円	163,869 円

※ 合計欄にはBの加算料金は の色付け部分のみ計上。併せて実費負担分(医療費・薬代、日用品費、理美容代等)は含まれておりません。

尚、加算と実費負担分についてはご入居者個々で金額が変わりますので、予めご了承ください。

特別養護老人ホームラースール草加 ご利用料金

介護保険負担割合証 2割負担

2022年6月20日現在

入所サービスのご利用料金 1単位: 10. 27円(6級地)

A サービス 利用料	内容	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	1日あたり単位	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
	自己負担	1日あたり	1,339 円/日	1,479 円/日	1,629 円/日	1,771 円/日	1,908 円/日
		30日あたり	40,176 円	44,366 円	48,865 円	53,116 円	57,245 円



B 加算	加算項目	1日あたりの単位	1日あたりの料金	30日あたりの料金	必要なチェック欄
	①	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位	94 円	2,835 円
②	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18 単位	37 円	1,109 円	
③	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位	25 円	739 円	
④	精神科医療養指導加算	5 単位	10 円	308 円	
⑤	看護体制加算(Ⅰ)口	4 単位	8 円	246 円	
⑥	安全対策体制加算 (入所時1回のみ算定)	20 単位	41 円	41 円	
⑦	若年性認知症入所者受入加算	120 単位	246 円	7,394 円	△
⑧	外泊・入院加算(6日間/1ヶ月)	246 単位	505 円	3,032 円	△
⑨	初期加算(入所後30日間)	30 単位	62 円	1,849 円	△
⑩	療養食加算	18 単位	37 円	1,109 円	△
⑪	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の83/1000			☆
⑫	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の27/1000			☆

※加算Bは、加算がつく場合と、つかない場合があります。また、加算内容は現時点での予定となります。

※加算B △については、入所者の方の状態や外泊・入院によって算定する場合があります。

※加算B ☆⑧はサービス利用単位数及び適用加算単位数の83/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※加算B ☆⑨はサービス利用単位数及び適用加算単位数の27/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※食費・居住費は30日分にて計算されています。

C 食費 居住費	負担段階	食費		居住費		合計
		1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
	第1段階	300 円/日	9,000 円	820 円/日	24,600 円	33,600 円
	第2段階	390 円/日	11,700 円	820 円/日	24,600 円	36,300 円
	第3段階①	650 円/日	19,500 円	1,310 円/日	39,300 円	58,800 円
	第3段階②	1,360 円/日	40,800 円	1,310 円/日	39,300 円	80,100 円
	第4段階	1,800 円/日	54,000 円	2,500 円/日	75,000 円	129,000 円

※食費・居住費は、世帯所得によって各段階別の料金になります。

※第4段階の食費・居住費は現段階での金額になる為変更になる場合がございます。予めご了承ください。

第1段階	・市町村民非課税世帯で老齢福祉年金受給者(明治40年以前に生まれた方)、生活保護受給者
第2段階	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が650万円(夫婦で1650万円)以下
第3段階①	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円超120万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が550万円(夫婦で1550万円)以下
第3段階②	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が120万円超 ・預貯金、有価証券等の金額合計が500万円(夫婦で1500万円)以下
第4段階	・市民税課税世帯 ・預貯金、有価証券等の金額合計が1,000万円(夫婦で2,000万円)以上 ・一定の要件を満たした場合、食費・居住費の特例減額措置として負担限度額認定が受けられます。

合計		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	A+B+C	第4段階	179,511 円	184,172 円	189,175 円	193,904 円

※ 合計欄にはBの加算料金は の色付け部分のみ計上。併せて実費負担分(医療費・薬代、日用品費、理美容代等)は含まれておりません。

尚、加算と実費負担分についてはご入居者個々で金額が変わりますので、予めご了承ください。

特別養護老人ホームラースール草加 ご利用料金

介護保険負担割合証 3割負担

2022年6月20日現在

入所サービスのご利用料金 1単位: 10. 27円(6級地)

A サービス 利用料	内容	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	1日あたり単位	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
	自己負担	1日あたり	2,009 円/日	2,218 円/日	2,443 円/日	2,656 円/日	2,862 円/日
		30日あたり	60,264 円	66,550 円	73,297 円	79,675 円	85,867 円



加算項目		1日あたりの単位	1日あたりの料金	30日あたりの料金	必要な方チェック欄
B 加算	① 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位	142 円	4,252 円	
	② 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18 単位	55 円	1,664 円	
	③ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位	37 円	1,109 円	
	④ 精神科医療養指導加算	5 単位	15 円	462 円	
	⑤ 看護体制加算(Ⅰ)口	4 単位	12 円	370 円	
	⑥ 安全対策体制加算(入所時1回のみ算定)	20 単位	62 円	62 円	
	⑦ 若年性認知症入所者受入加算	120 単位	370 円	11,092 円	△
	⑧ 外泊・入院加算(6日間/1ヶ月)	246 単位	758 円	4,548 円	△
	⑨ 初期加算(入所後30日間)	30 単位	92 円	2,773 円	△
	⑩ 療養食加算	18 単位	55 円	1,664 円	△
	⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の83/1000			☆
	⑫ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位の27/1000			☆

※加算Bは、加算がつく場合と、つかない場合があります。また、加算内容は現時点での予定となります。

※加算B △については、入所者の方の状態や外泊・入院によって算定する場合があります。

※加算B ☆⑧はサービス利用単位数及び適用加算単位数の83/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※加算B ☆⑨はサービス利用単位数及び適用加算単位数の27/1000に相当する単位数に地域単価を乗じた金額です。ただし介護保険適用時の自己負担額はその1割相当です。

※食費・居住費は30日分にて計算されています。

負担段階	食費		居住費		合計
	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
第1段階	300 円/日	9,000 円	820 円/日	24,600 円	33,600 円
第2段階	390 円/日	11,700 円	820 円/日	24,600 円	36,300 円
第3段階①	650 円/日	19,500 円	1,310 円/日	39,300 円	58,800 円
第3段階②	1,360 円/日	40,800 円	1,310 円/日	39,300 円	80,100 円
第4段階	1,800 円/日	54,000 円	2,500 円/日	75,000 円	129,000 円

※食費・居住費は、世帯所得によって各段階別の料金になります。

※第4段階の食費・居住費は現段階での金額になる為変更になる場合がございます。予めご了承ください。

第1段階	・市町村民非課税世帯で老齢福祉年金受給者(明治40年以前に生まれた方)、生活保護受給者
第2段階	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が650万円(夫婦で1650万円)以下
第3段階①	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が80万円超120万円以下 ・預貯金、有価証券等の金額合計が550万円(夫婦で1550万円)以下
第3段階②	・市町村民非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入が120万円超 ・預貯金、有価証券等の金額合計が500万円(夫婦で1500万円)以下
第4段階	・市民税課税世帯 ・預貯金、有価証券等の金額合計が1,000万円(夫婦で2,000万円)以上 ・一定の要件を満たした場合、食費・居住費の特例減額措置として負担限度額認定が受けられます。

合計		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	A+B+C	204,767 円	211,758 円	219,262 円	226,356 円	233,244 円

※ 合計欄にはBの加算料金は の色付け部分のみ計上。併せて実費負担分(医療費・薬代、日用品費、理美容代等)は含まれておりません。

尚、加算と実費負担分についてはご入居者個々で金額が変わりますので、予めご了承ください。

特別養護老人ホームラースール草加 加算説明書

加算の種類	加算の要件
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の数が、入所者6又はその端数ごとに1以上（定員192名の場合は32名以上） ・次のいずれかに該当 a)算定する月の前6か月間又は12か月間における新規入所者総数のうち、要介護4又は要介護5の方の占める割合が70%以上 b)算定する月の前6か月間又は12か月間における新規入所者総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上 c)喀痰吸引・経管栄養の方が15%以上
看護体制加算(Ⅰ)口	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員が51人以上である。 ・常勤の看護師を1名以上配置(准看護師は×)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う介護又は看護職員の数が、最低基準より1以上上回っている。 ・定員51人以上
個別機能訓練加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤、専従の機能訓練に従事する職員を1名以上配置。 ・機能訓練指導員等が多職種(相談員や介護支援専門員等)と共同で最低3か月ごとに計画書を作り、訓練を行う。 ・行った訓練の評価をしている。
精神科を担当する医師に係る加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症である入所者が3分の1以上 ・精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている。(嘱託医の場合は月6回目以降の勤務で算定可。)
外泊時費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者が入院・外泊した場合、1か月につき6日間(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は最長13泊まで算定)。ただし、初日と最終日は算定しない
初期加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所から30日間 ・30日間以上入院されてから再入所した場合 ・外泊を行った場合は算定しない ・過去3か月の間に当施設に入所している場合は算定しない (自立度ランクⅢ以上は1か月)
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士又は栄養士により食事の提供が管理され、適切な栄養量及び内容の食事提供が行われている ・医師の指示による糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な検査食を提供する場合
安全対策体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算を含めた利用料金の8.3%分を算定 ・介護職員処遇改善計画書を作成し届け出ており、介護職員の処遇改善要件を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算を含めた利用料金の2.7%分を算定 ・上記介護職員処遇改善加算を算定しており、職場環境等要件(「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」)の項目でそれぞれ1つ以上の取り組みを行い、ホームページの掲載等により公表を行っている場合